

横校労

2018年3・4月号

No. 509

横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411
TEL 045-321-0512・FAX 045-313-0031
郵便振替 00240-0-49078 印刷所 (有)ワコー TEL 045-370-3394

E-mail: union@yokokourou.jp
http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

目次

霧が丘中不当処分人事委員会公開口頭審理	
第三回・第四回報告	赤田 圭亮 2
傍聴人より	増田里恵子 3
がくろう神奈川	矢沢 憲司
退職手当・タイムカード申し入れ市教委交渉報告	
	名児耶 理 4
働き方いろいろの な	
「学校における働き方改革特別部会の中間まとめ」	
概略と問題点	平川 正浩 5
日録	岡 健朗 8
読者の声	
《連載》原発棄民に抗う②⑥	村田 弘 9
—「風化」の前に もっと問い詰め、もっと哲学せよ—と—	
ガーナへ行ってきました	巻山美和子 10

学校の風景

— 朝日や花を眺める

— 余裕をもって働いていきたい —

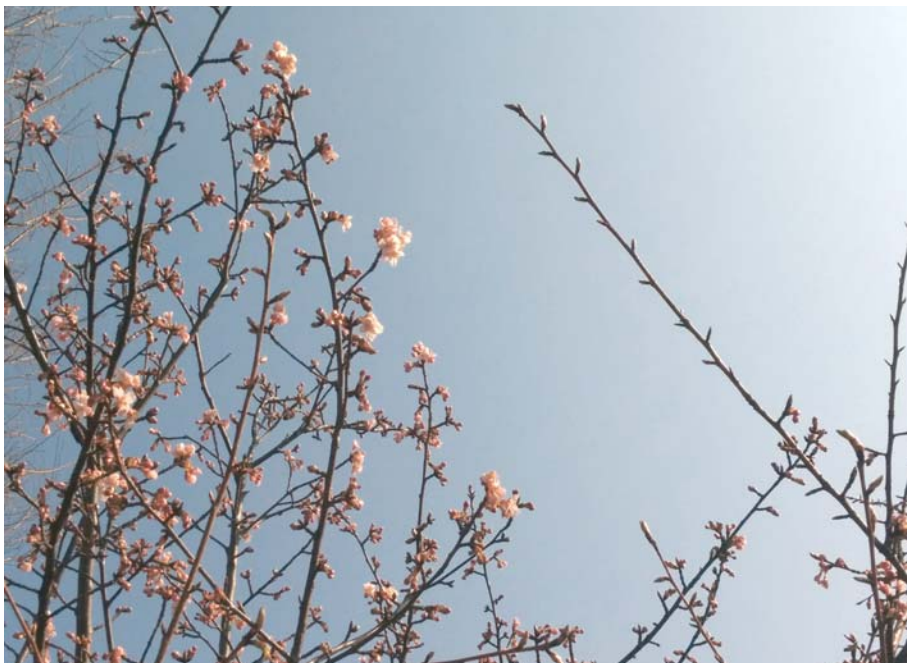
半年間の療養休で気づいたのは、朝日や空がこんなにも美しいということ、表情が移り変わる身近な草花がこんなにも愛らしいということ。そんなことを一〇年以上知らずに過ごしてきたのかと思うと呆れてしまう。早朝から日が沈むまで学校にいた生活

が当たり前で、空を眺めたり草花に目を留めたりする時間など、全くと言っていいほどつくってこなかったんだなあ。

これを機に流行のフレーズ「働き方改革」を自分の目標にも掲げて現場に復帰したが、職場の慣習の中で働き方を変えることは非常に難しい。出勤時間、朝の打ち合わせ前にすでに飛び交う様々な連絡事項は三〇分前には把握しておかないと出遅れ感がある。勤務時間外にやってくる下校時間、校舎の見回りと下校指導は全員で行いましょうがスタンダード。部活生徒が帰ってから自分の仕事、と自分の感覚も時間外勤務ありきの働き方だと改めて感じた。また職員室の余裕のなさは荒んだ空気を感ずる。それに吞まれまいと、同僚への挨拶はPCから顔を上げて、せめて自分の机は整理整頓、を意識する。

「♪お疲れ様でした」が追加されるにあたって。二月学年末テストの午後、適切な配慮で退勤して構わないとアナウンスがあった。「今後退勤時間が記録されるようになれば、このような日はもうなくなるね」「こうして我々はどんどん管理されていく」「窮屈だ」と不安の声が上がった。違和感。今までどれだけ適切な配慮の恩恵があっただろうか。どれだけのサービス残業をし、時間外勤務を記録せずに来たのだろうか。慢性的な時間外勤務が自動的に記録として残されることで、せめて教員の膨大な時間外勤務の実状が明るみになり、適切な配慮が出されやすくなることを期待したい。そして一時間でも多く適切な配慮や年休を上手に使える働き方、職場を指したい。

復帰後、子どもたちの成長過程を側で応援できる喜びや、社会の一員として教育現場に携われる有り難さが身に染みた。この大きな収穫を無駄にしないよう、朝日や花を眺める余裕をもって働いていきたい。



— 貴重な週末の散歩時間 空と桃の木 —

この闘いの過程こそが、一人の教員の名誉の復権を表現している

霧が丘中不当処分人事委員会公開口頭審理第三回・第四回報告

二〇一三年一〇月に端を發した霧が丘中不当処分から四年三月。一月三十一日、北部学校教務事務所および霧が丘中管理職による事実誤認に基づく処分によって傷つけられた、一人の教員の名誉を守る闘いが事実上幕を閉じた。「不適切な指導によって生徒に不快感を与えた」ことを理由とする減給十分の一・三か月のいわれない処分の違法性は、この二か月間四回にわたる公開口頭審理の中で、その瑕疵、誤謬が余すところなく明らかにされた。

当時の校長、副校長、養護教諭、二人の学年主任、そしてテニス部長で当該のクラスに所属していた生徒が、それぞれ処分者側、被処分者側に分かれて証言するという前代未聞の証人尋問が四回にわたって行われたのだが、唯一私が不十分だと思っただけ、北部学校教育事務所に対する尋問が行われなかったことである。

事案の端緒において、二人の管理職はテニス部生徒の訴えの中にあったセクハラを思わせる証言のみを、十分な吟味もせず、押っ取り刀で北部学校教育事務所

所に報告、事務所も事情を十分に勘案することをせずに「セクハラありき」と断定、処分のための証拠集めを指示したのだった。それははからずも、現場に派遣された指導主事の「事実のみしか使えない。具体的な証言はなお良い」という聴き取り担当教員に対する発言によく表れている。この時点で、管理職はじめ大方の霧が丘中幹部職員のアタマは、それが事実かどうかを疑うことをやめ、「証拠集め」に奔走することになる。権力に對して否応なく拜跪してしまう教員のさがとも言えようか。管理職の二人は当該高野教諭に對する最初の聞き取りの中で、テニブルに「処分量定表」を示し「どれにあたるか考えてみる」と言ったのだが、これほど人権を無視した時代錯誤の行為は、そのまま北部事務所の走狗と表現するしかないものだったのである。

現場からの報告に對して北部事務所がごく常識的に「生徒は もちろん教員の人権も含めて慎重かつ丁寧な聞き取り」を指示していたのであれば、処分事案となることはなかったはずだ。



第四回審理終了後、総括集会の様子

この前のめり体質こそ、処分行政と揶揄される横浜市教委のこれもまたさがなのだろう。

この事案の要諦は、女子中学生の思春期特有の振れ幅の大きさ、男性教員に對する極端な好悪感情、さらには部活動の中における顧問との関係、生徒同士の精神的な離合集散などに對して、教員側の繊細で柔軟な態度がなかったことにある。何十年も女子中学生に接してきたはずの二人の管理職は、そうした女

子中学生のセンチティブな日常のありようなど一顧だにせず、北部事務所の浅慮、短慮の判断の方を強く大きく受け止めたのだ。情けない。それは北部事務所に所属する教職経験者も同様であり、聞き取り方針を示したということでは、本処分の瑕疵、誤謬の責任の一端は、間違いなく北部事務所にあるのである。それは、あまりにも薄っぺらな官僚意識の発露であった。事情を聴いた生徒一人ひとりに對して、その証言の裏にある複雑な思いに寄り添おうとせず、「具体的な証言はなお良い」を聴取の目標とした時点で、北部事務所はもちろんのこと、管理職も養護教諭も、教育に従事する者としての理性を失っていたと私は考えている。

さて、第三回の公開口頭審理の証人は当時の一年の学年主任であった日教諭である。市教委側代理人による反対尋問は、高野教諭の「セクハラ行為」に對する気づきを何度も証人に求めたが、証人は「高野教諭がそんなことをするのを見たこともないし、可能性としても一切考えられない」と強く反論した。校長、副校長、養護教諭は現場にいないにもかかわらず、予断で「セクハラありき」と考えたが、高野教諭の最も近くで活動していた顧問教諭はそれを否定するのである。

さらに、夏休みに入る前日の職員打ち合わせにおいて、校長が何らかの生徒の事故に對して「早急な救急対応を求めた」とする第二回審理の養護教諭の証言に對し、日教諭は「マスコミ等の動きもあるため、救急対応には慎重に」という校長の発言があったと証言。こうした食い違いをどう判断するか、管理職による聞き取りの杜撰さや北部事務所への対応などを見ると、事実はおのずと明らかと思える。

人事委員会の審理とはいえ、管理職や市教委に正対し、被処分者側の立場に立って証言を行うことは並大抵のことではない。黙っていけば嵐はいつか過ぎていくのが通例だからだ。そうした中で五年近くの時間を経てもなお証言席に立って事実を述べた日教諭と吉田教諭、この二人の学年主任にはどれほど敬意を表しても過ぎることはないと思

は思う。

第四回審理では、当時のテニス部の部長で高野教諭のクラスに所属していた生徒（現大学一年生）が証言、故のないうわさが流布していたこと、一方にそれを否定する部員の動きもあったこと、教員による聴き取りは

「セクハラがあった」とする生徒中心に行われたことを明らかにした。また一二月になってようやく聴き取りをされた証人が、その内容について事後に確認されたことはなく、その聞き取りメモがそのまま書証として提出されている。その中には本人が全く関与していない事実が記録者によって付加されていたことも明らかとなった。これは聞き取りの内容の明らかな改ざんであり、証拠能力などないに等しいものである。

高野教諭に対して証人は、テニス部でも学級においてもその印象を「トトロのような、女心に疎い先生」といった言葉でその人柄を表している。指導に熱心なあまり、女生徒の心理的な機微にはやや鈍感な、おっとりとした高野教諭の日常の一端が現れた証言であった。傍聴席では、処分当時より高野教諭の「無罪」を信じて疑わなかった証人の母親も熱心に証言に耳を傾けていたことを付け加えておきたい。

審理はこの後、双方が最終準備書面を提出、数か月後に人事委員会の「裁定」が郵送されて、終結となる。

一人の教員の名譽を守る闘いに五年近くもの時間を要したことになる。私は強く処分取り消しを信じてはいるが、公平機関とは言え、人事委員会も行政機構の一端につながるものであることからすれば、甘やかな予測は抱かない。明確なことはたといえいかなる裁定が出たとしても、この五年間、私たちが高野教諭とともに闘ってきた事実は確固として揺るがない。そしてこの闘いの過程こそが、高野教諭の名譽の復権を表現していることを、強く確認しておきたい。

傍聴人より1

（執行委員長 赤田 圭亮）

自分の体をいたわって

ある日突然、身に覚えのないことで免職されるかもしれない恐怖を味わわれた高野さん。横校労に相談されたことでまずは免職を免れたと思う。職場に行くことを止められ、自宅待機や教育事務所への通勤を命じられ、私が初めて会った時は体がパンパンに張り詰めストレスの塊のような体をしていました。その後も血糖値が異常に高くなり、即入院レベルまで上がってしまいました。人権を標榜している教育委

傍聴人より2

（東支部 増田里恵子）

本人証言は立派でした

神奈川も市教委を相手に裁判で闘っていました。新人学校事務職員Sさんによる分限免職撤回の闘いです。残念ながらこの闘いは、地裁、高裁判決をもって負けてしまいました。横校労の闘いに少しでも支援になればと思っただけです。

傍聴人より3

（がくろう神奈川 矢沢 憲司）

三回目の副顧問の証言では、不適切とされたいくつかの場面を見ており、そのようなことはなかったとはっきり証言された。四回目の当時部長だった生徒が証言に立ってくれたことが、この件のことを雄弁に物語っているのではないかと思う。自分の言いたいことをきちんと聞いてくれぬ聞き取りのほどかしさ。何の説明もなく部活の顧問で担任がいなくなるという学校の対応のひどさ。高野さんの人となりも含めて決してそんなことをする人ではないことをきちんと証言された。

本人の証言は立派でした。特に市教委側弁護士が、問題としたいいくつかの場面のことをしつつこく、周りに何をするのか説明しなかったのかと聞いた時、「血を流している人になぜ止血するか説明しないし考えない」と答えたので相手の弁護士も黙ってしまいました。四回の口頭審理を通じて勝利を確信しました。

委員が教師の人権は何も考えていない。ストレスを与えるとは体は正直に病気になるてしまう。今回四回の口頭審理で明らかにされたことは、校長・副校長の思い込みや決めつけ、生徒への聞き取り方法の過ち、被害にあったといわれた生徒の保護者への報告のまずさなどが、高野さんがセクハラ行為はしていないということが証明されたことが大きい。自分がやっていないこと、理不尽な扱いを受けたことを公の場で皆さんに知って欲しかったのが、提訴の目的と私には思えた。裁定はどう出るか分からないが過程で判明したことが高野さんの今後を支えるものと思われる。

提訴は必然であったと思うが、大きなストレスになったと思う。ストレスがなくなっても病状は回復しない。病気は医療と休養で回復する。高野さんには自分の体をいたわり、健康な体を手に入れるという別な闘いを始めてもらいたい。

昨秋の全学労連・全学労組の全国集会で、口頭審理の話聞き、ぜひ参加したいと思いき、ほぼ同じ時期に「がくろう

二回目で、「証拠」のはずの生徒の聞き取りが、恣意的で本人などに確認もされていないことが分かった。しかもこの時点で市教委の関与がうかがわれた。

取れていない休憩時間をどうしていくのか、 そこが教員の超勤問題の本丸だ！

―退職手当・タイムカード申し入れ市教委交渉報告―

一月二九日に関内第一ビルにて行われた交渉は、前回（前号七ページを参照）に続き退職手当の減額に関するものと、すでに三月一日より退勤時の打刻使用が実施されているタイムカードについて。横校労はこれまで市費移管以前から何度も交渉を重ね、タイムカードの出退勤管理、とりわけ時間外勤務の実態把握に向けた利用を要求してきた。前回の交渉では四月導入に向けて努力することとであったが、急展開、国と世の中の働き方改革の波に押され、動き出すこととなった。交渉の概略を報告する。

「国が一月から行なっているので、それに合わせてできる限り早くすべきということでした」

「実施期間が一月延びたからとか、金額がどうという問題ではない。」

『民官の均衡を図るという観点で進められている』

「低い方に合わせていったらどちらとも足の引っ張り合い。組合としては到底了承できない」

**退職手当引き下げは
ぶがいも足の引っ張り合い**

『当初二〇一八年三月より減額としていたものを、各団体からの様々な要望を考慮し、周知期間として一か月先延ばし、四月一日から変更する。最終回答を一月いっぱいまでお願いしたい』

横校労「実施時期については国から提示されているのか？」

『明示されているわけではない』

今年度から市費移管によって退職手当は減額されている。加えて更なる減額。教員の未来は明るくない。

タイムカード退勤打刻開始

『三月一日から、学校管理職含む教員に限って先行実施する。ただし事務職、行政職、高校は除く。文科省の調査や働き方改革等といった状況下で勤務実態の把握をするという背景がある。教員以外は制度の違いがあり検討中の段階。』

システムについては退勤打刻時間をシステムに反映する。現在の機器を使用し、ボタンで出

退勤を切り替える。打刻が重複した場合、たとえば退勤打刻した後急に業務が入り対応せざるを得ずにその後改めて退勤打刻した場合、遅い方を退勤時間とする。出勤打刻については早い方を反映させる。

また、出勤打刻から定時の勤務開始時間まで、定時の勤務終了時間から退勤打刻まで、それぞれの出っ張りを時間外勤務としてシステムに反映させる。月の時間外勤務の累計や一定の時間数、六〇時間以上八〇時間以上などの場合はシステム画面上に警告が出る。ただし、次の場合はシステムで自己入力が必要。

- 特勤対象のもの
 - 振替処理
 - 時間外にかかる出張
 - 限定四項目のもの
- 二月上旬に学校に周知し、業者が遠隔でシステムを改修していく。
- 「時間外勤務をしたときに對する適切な配慮は？」
- 『これまで通り。超過勤務と本人の状況をみてとってもらおう』
- 「ただ超勤が把握できるだけでなく、積極的に適切な配慮が取

れることの周知も徹底してほしい。限定四項目のうちの「教職員会議に関する業務」は学年会や指導部会なども含まれる。しかし管理職の命令で行っているという認識が管理職にも職員にもない。それも合わせて周知してほしい」

「休憩時間の問題はどうか？」

『これまでどおり、管理職にはとってもらおうように言っていく』

「一緒に調査すべきではないか？」

『いろいろ働き方の問題が出てきているので、まずは勤務実態の把握、労務管理の把握に努めたい』

「働き方改革というところではなく、小中連携や英検の実施や金銭トラブルに対する指導等々、いろいろなことを現場におろしすぎるのが問題の根源。まさにそういう会議や研修が休憩時間帯に行われている。取れていない休憩時間をどうしていくのか、そこが教員の超勤問題の本丸だ」

回答が不十分なものもあるが、結果として、横校労の申し入れたタイムカードの退勤打刻使用ならびに時間外勤務のシステムへの反映の要求にこたえる形となった。

勤務実態の把握、だけで終わらせない！

さて、この交渉で明らかとなったタイムカードによる退勤管理

については既に導入済であり、労務課から出された「教員の退勤管理の先行導入等について（通知）」にも以上のことがまとめられている。

その中で趣旨として語られているのは「勤務実態を把握し、今後策定する「教職員の働き方改革プラン」の目標に向けて学校の実情に応じた取組推進や過重労働による健康障害防止のための運用を促す」というもの。

勤務実態の把握というのが教員の過重労働は既知の事実、問題はその先である。交渉の中でも時間外勤務をせざるを得ない業務過多をどう減らしていくのかという肝心な施策が全く見えてこない。また、持ち帰り残業をどう把握するのかということや、時間外勤務に対して適切な配慮を積極的に運用できるということについても不十分である。そして休憩時間が取れていないという実態、休憩時間帯に時間外勤務が行われているという違法状態への対応についてもいっとうに触れられない。

当局はこれからプランを出すという回答したがたしてどんなものがでてくるのか。横校労は今後の動きを注視し、教員の労働条件改善のための具体的な施策を要求すべく、交渉を続けていく。

働き方いろいろはのな

「学校における働き方改革特別部会の中間まとめ」概略と問題点

※ このコラム欄に質問や疑問がありましたら、いつでも 編集部 にメールしてください。

昨年12月、中教審「学校における働き方改革特別部会」は「中間まとめ」を答申しました。これは、過労死問題が社会的に大きく取りあげられる中、文科省が「学校が教員の長時間労働に支えられているのは限界がある」として中教審に改善策の検討を諮問、これを受け中教審が「特別部会」を設置して出されたものです。

内容を見てみると、教職員の業務の軽減に向け現状の分析についてはこれまでより一歩踏み込んだものといえます。しかし、教職員が異常な超勤に追い込まれた主原因が何なのか、それを解決していくための具体的な提言が無く解決策は具体性に欠けています。一方で「外部人材」にその解決の展望を求めているのは、返って混乱を招く可能性さえあるのではないのでしょうか。また、実現していくための、財政的な裏付けも曖昧です。今回は、この中間まとめの概略と問題点について少し詳しく見ていきます。

この「中間まとめ」では以下の様な事が答申されています。(文頭の番号は「中間まとめ」内の分類番号です)

1. 「学校における働き方改革」の背景として、「生徒指導上の課題、障害により特別な支援を必要とする児童生徒の増加」「子どもの貧困率の上昇」「家庭・地域の教育力の低下」などをあげ、そのために「学校や教員に対する多様な期待が、長時間勤務という形で表われている」としています。「OECD加盟34ヶ国中日本の教師の勤務時間が最長である」というデータや「教員勤務実態調査(2016年度)」結果などを示しながら分析を行っており、「持続可能な教師の勤務環境の整備」が喫緊の課題であると結んでいます。
2. 「10年前と比較して全ての職種で勤務時間が増加している」ことから、その「勤務の長時間化の要因」について分析しています。

○授業や部活動等他の業務の時間の増加○特に部活動については、中学校において土日に従事する時間が倍増○国や教育委員会において、学習指導、生徒指導、学校安全などの各分野の課題に、それぞれの担当部署が解決策を講じて来たが、学校の業務全体を俯瞰して業務の優先順位を付けていく視点が欠けていた○校長や教育委員会は、勤務時間を適切に把握・管理する責務を有しているがその意識が希薄だった等々。

特に中学校の部活の休養日の設定については、横浜市は早々に教育長通知を出し、各職場に徹底を図ろうとしています。

2018年 1月 26日

中学校長
義務教育学校長
特別支援学校長

教育長

部活動休養日の設定について(通知)

・・・略・・・改めて生徒の健康管理、豊かな社会体

験、家庭生活の充実等の重要性を踏まえ、調和のとれた学校生活の実現を目指し、平成30年度より、各中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中等部において、週に平日1日以上、土日1日以上を部活動休養日として設定するとともに、適切な活動時間の設定をお願いします。・・・以下略・・・

3. 「学校・教師が担う業務の明確化・適正化」として以下の様な分類が行われています。

〈基本的には学校以外が担うべき業務〉

○登下校に関する対応○放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応○学校徴収金の徴収・管理○地域ボランティアとの連絡調整等。

〈学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務〉

○児童生徒の休み時間における対応○校内清掃○部活動等。特に部活動については「各学校が部活動を設置・運営することは法令上の義務とされていない」とし、教師の負担軽減策として外部指導員の導入などを上げています。

〈教師の業務だが、負担軽減が可能な業務〉

○給食の対応○授業準備○学習評価や成績処理○学校行事の準備・運営等。

5. 「勤務時間に関する意識改革と制度面の検討」の「勤務時間管理の徹底」では、「自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するように努めることが必要である」とし、「適正な勤務時間の設定」として「登下校時刻の設定や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う必要がある」としています。これを受けて市教委は退職時のタイムカードの使用を3月から実施しました。

初任者の退職が後を絶たず、療休者数も高止まりしている等の危機的な現実を見据え、教員が職を「持続できない」状態に追い込まれていることを認めざるを得なかったということでしょうか。また、タイムカードの退職時の使用も含めて、個々に指摘・分類されている事項は、横校労が市教委と交渉を繰り返してきた「統一要求書」等の内容と重なる部分も少なくありません。

しかし、部活動休養日については「学校週5日制」導入時に「土曜日は、完全部活休養日とし子どもを地域、家庭に返す」としたのにも関わらず水泡に帰した過去をどうとらえるのか、何故それが定着しえなかったのかを総括し、一部教育現場にある教員の側の「部活依存」をも克服していくための方針が必要なのではないでしょうか。更に「勤務の長時間化」の解決策として、「法改正により副校長、主幹教諭、指導教諭が設置できるようになった」とか「チームとしての学校」による「専門スタッフ等の学校の教育活動への参画」をあげているようでは、「勤務時間の軽減」が実際になされるという希望が薄くなっていくばかりです。

私達に長時間労働を強いている主原因！

では、なぜこれだけ無制限な勤務時間を私達は強いられているのか、その主原因について考えてみましょう。

- ① 文科省が新たな「教育施策」を次から次へと「ビルド&ビルド」で行いそれを強いたことです。学習指導要領改悪による授業時数増、官製テスト導入、小中交流事業、道徳教科化、小学校英語教育等々ここ数年で新たに現場に強いられたものだけでも枚挙に暇がありません。現在は年度途中で教科化が前倒しされたために道徳の記述評価をめぐって現場は大混乱、連絡票への記述による労働強化にさらされています。教育現場は「スクラップなきビルド」の連続で毎年何かしら業務が増やされ苦しまされ続けています。それに加えて横浜では市教委による独自の「横浜版学習指導要領」が編纂され「教育課程のダブルスタンダード化」による加重労働も強いられています。更に中学校の英語検定の全校実施も強行された上に、今年は新たに「カリキュラムマネジメント」。学年末の一年で最も忙しい時期に、教育課程の出張にかり出されました。出張者が多く、各教室で帰りの学活の教員配置ができないなど日常業務が圧迫されました。出張から帰れば、子どもと向き合うのではなく、教育課程編成に向けて夜遅くまでパソコンとひたすら向かう日々が続くこととなります。「何かやるなら何かを削る」という常識が、教育現場では通用しないのです。
- ② 「教職員定数改善」の放棄です。民主党政権時代の2011年度に小学校1年生の学級定数が35人以下になって以降定数改善は凍結されたままです。1クラス内の児童・生徒定数を減らし、教職員を増やせば、多忙化の殆どがシンプルに解決に向かうはずですが。先日の保護者の懇談会では「生徒が教室内にいっぱい、授業参観でも教室に入ることができない」という意見が出されました。中高生が40人も教室に入れば、机間巡視もままならないほどに詰め込まれているのが日本の教室の実態なのです。しかし、この「中間まとめ」では「教職員定数改善」については一言も触れられていません。
- ③ そして教員を労基法適用除外にし、際限なき長時間を強い「定額働かせ放題！」に追い込んだ元凶が「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下給特法）」の存在です。

給特法に手をかけない限り 無制限の時間外労働の是正は無い！

これまで度々触れてきましたが、労働基準法（36条）では、使用者が労働者に時間外勤務をさせるときには、

労働組合との間で書面による協定を結ばなければなりません。またその場合には25%以上50%以下の割増賃金を支払わなければならないのです（同37条）。ところが、私達教員はこの労基法適用除外になり、代わって適用されているのが「給特法」なのです。

その給特法では、4%の教職調整額の支給が明記されている一方で教職員は原則として時間外勤務をしてはならないとしています。更に、命じられる時間外勤務についても限定されており、仮に時間外勤務をさせられた場合には速やかに適切な配慮を取得しなければならないとしています。（資料参考）

しかし、現在では教職調整額について誤った理解がなされ、教職員の時間外勤務の取り扱いについても殆ど顧みられなくなっています。また、給特法が制定された当時と現在ではその労働環境も大きく異なっています。本来、憲法・労働基準法が保障する正常な賃金労働条件のあり方は、私たち教職員が「人たるに値する生活」をするための最低の労働条件を明示したものです。従って給特法のようにそれを否認する法は、私たちの「人間としての存在」をおびやかす、奴隷的な労働を強い、様々な教育条件を悪化させている根本の原因を作っている法なのです。

給特法を廃止して労基法を適用し 時間外手当を支給せよ！

私たちは、「人たるに値する生活」を取り戻すためにも、給特法を廃止し、労基法の全面的な適応をさせなければならないと考えています。また、給特法で想定されていない、慢性的・恒常的に存在している時間外労働については、労基法第37条「時間外、休日及び深夜の割増賃金」による時間外割増賃金が支給されるものであると考えます。

従って、今回の「働き方改革」が給特法について踏み込まないのであれば、「時間外勤務の軽減」は単なる背景や要因の指摘・分析に留まり、解決策はかけ声だけの「絵に描いた餅」に終わるでしょう。

安倍内閣が国会での成立を断念した「裁量労働制の拡大」は「定額働かせ放題」の教員の「働かせ方」を全労働者に広げるものであり、過労死を促進していくものでした。大きな批判によって断念せざるを得なかったこの法の適用を教員はすでに受けているということでもあるのです。従って、教員の「働き方改革」を実効あるものにするためには、給特法の即時廃止、労基法の適用が必須であり、教員一人当たりの仕事量を削減するためには教職員定数の抜本的な改善が必要であると考えます。横校労は最終報告にこれらが盛り込まれていくかを注視し、時間外勤務削減、労働条件の改善に向けた闘いを推し進めていきます。

参考資料

給特法

- 第3条 教育職員には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。
- 2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。
- 第6条 教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合には、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。
- 2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

1971年 7月 5日 文部訓令

訓令第三条 教育職員については正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとする。なお実施にあたっては次の諸点に留意すること

- (1) 教育職員については長時間の時間外勤務をさせないようにすること。やむを得ず長時間の時間外勤務をさせた場合には適切な配慮をするようにすること。
- (3) 教育職員に対して時間外勤務を命ずる場合は、学校の運営が円滑に行われるように関係教育職員の繁忙の度合い、健康状態を勘案し、その意向を十分に尊重して行うようにすること。また、教育職員の勤務時間の管理については・・・略・・・正規の勤務時間内であっても、業務の種類・性質によっては、承認の下に学校外の勤務により処理する

ように運用上配慮を加えるよう、また、いわゆる夏休み等の学校休業期間については、教育公務員特例法第十九条（研修）、並びに第二〇条（研修の機会）の規定の主旨に沿った活用を計るよう留意すること。

訓令第四条 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は次に掲げる業務に従事する場合で臨時または緊急にやむを得ない必要がある時に限るものとする。

- (1) 生徒の実習に関する業務
- (2) 学校行事に関する業務
- (3) 学生の教育実習の指導に関する業務
- (4) 教職員会議に関する業務
- (5) 非常災害等やむを得ない場合に必要業務（1971年 7月 9日出された文部事務次官通達もほぼ同じ様な内容）

給特法成立過程の年表

年	日教組・裁判闘争の動き	政府・文部省の動き
1965	水戸大会 以下の方針を決定 ・超過勤務については*三六協定に基づく超勤手当の支払いの確約を要求して闘う。	
1966	地方教組は地方裁判所に「超勤手当・同付加金請求事件」を提訴→地裁判決4件・高裁判決2件で勝利 ・「判決要旨」 勤労者である教職員の場合、勤務時間も定められており、無定量の奉仕義務はない。校長は、労基法上の使用者であり、超勤を命じた事実が確認できるので、県は超勤手当支払いの義務を免れることはできない。	文部省 超過勤務実態調査実施 調査結果（年間で） ・小学校 130時間（43160円） ・中学校 204.5時間（64622円） ・高校 182時間（59514円） 週間平均＝1時間48分（1日平均20分） 政府は、超勤訴訟に敗れたため、組合の攻勢を逃れようと「変形8時間制」導入にのりだす。
1967	文部大臣に対して「超勤手当の支給・変形8時間労働制の撤回」を要求 ・超勤について手当を支給していないのは、当局が法を犯している。 ・文部省は「1時間の授業に1時間の準備が必要」としているが、通常一週間25～30時間の受け持ち時間があるので、一週 50～60時間の労働を要求していることになる。	文部大臣 参議院文教委員会で ・現行法では、超勤手当は当然支払わなければならないが、給与体系を教職にふさわしい形で改正することで、この問題を解決する。 自民党文教部会 ・教師をどう作るかに金を使わなければ無駄金になる。 ・教員を労基法上の超過勤務手当制度に関する部分だけを適用から外すことなら可能。
1968	各地方教組による超勤手当支給請求訴訟が続く。→1971年までに件数25、そのうち12の判決すべて教師の超勤を認め、同手当の支給を命ずるという内容	教育公務員特例法の一部改正案が出されるが、日教組の反対運動、世論の批判で廃案へ。
1970	@徳島大会 → 方針転換 「教職員の労働時間と賃金のあり方」決定 ・教員は特殊な職業である（教員専門職論） ・測定可能な時間外労働に対し労基法37条に基づき割増賃金を要求する。 ・測定できない時間外労働（教育労働の特殊性に鑑み自主性、自発性に基づく超過勤務）に対しては、4%～8%の調整額を要求する。（→東京都代議員発言参照）	同様の法案、69、70年にも上程されるが同様に廃案。
1971		4度目の法案上程→衆参両院とも自民党単独の「強行採決」により「給特法」が制定される。

@徳島大会での東京都代議員の発言

超過勤務に対する最高裁判決が勝訴で出されようとしている時に、日教組が何故、明らかな包括的手当要求を提起したのか理解できない。教員には測定できない労働があるのだから、一般公務員より「勤務時間を短くせよ」という要求を何故しないのか。これでは、44時間以上働きますということを示認する結果になってしまう。4%～8%の調整額をもらってしまえば、半永久的に無定量勤務をやらされることになる。

目録

1月27日。二〇一一年一月二十八日から毎週、緑区の勤務校の百葉箱の記録用紙を取り替えてきて六年になる。二二日に横浜でも大雪があったので調べてみると、横浜気象台の記録では、降雪は一八・〇cm(緑区の積雪は所によって三〇・〇センチはあったと思う)。最高気温は六・四℃(百葉箱は五・〇℃)、最低気温はマイナス二・〇℃(百葉箱は一・〇℃)だった。なお、二〇一四年二月一四日の横浜の降雪は二六cmで、最高気温四・九℃(百葉箱は五・〇℃)、最低気温がマイナス〇・三℃(一・〇℃)ということで、通常、港の見える丘公園隣の横浜気象台より、内陸の緑区の百葉箱の方が、若干高めに記録されることが多い。



1月31日。人事委員会の傍聴に出かける。部活で具合が悪くなった女子生徒の介抱の仕方、不当にも減給処分などを受けた組合員が訴え、五年目でようやく本人尋問にこぎつけたもの。傍聴人数の上限がたったの二〇人のため、今回も途中で入れ替わりをすることになった。入れ替わりを待つ間横浜公園に出かけた所、群れる鳩の中にかなりの割合で、足の指が欠損している鳩がいることに気づいた。そのうちの1羽が寄ってきたので、他の鳩より不利に思えて、そばのコンビニでパン粉を選び、その鳩の近くに撒いてみたら、一気に沢山の鳩が群がってきた。そこで、本命の鳩が落ち着いて食べられるよう、二カ所に撒いてみた。が、撒かれたパン粉が少なくなると一羽の体格のいい鳩が仲間を追い散らし始めた。鳩がよく見ると、追い散らしている間は自身も食べられてはいず、その間に他の鳩たちが残り少ないパン粉を争って食べていた。時が時だけに、体格のいい鳩のやったことが、大きな組合に重なった。

2月3日。月一の日曜日に元の勤務校の飼育小屋の世話に出かけているが、毎月学校だよりが届く。今回は校庭で雪遊びする子どもたちの写真が載っていた。元の勤務校では解禁されたことを知り、うれしくなった。

(東支部 岡 健朗)

読者の声

隔月刊「横校労」を読んだ感想等がございましたら編集部まで是非お寄せください。

問いの中に身を置くこと

紙面を拝読していますと、ブレない行動に敬意を覚えるとともに、組合員の方々が学校現場の枠におさまりきらない問いの中に身を置かれているように感じます。今学校現場では道徳が教科化されようとしているようです。授業ではとかく一方通行になりがちな問題と答えの中、私の記憶では、道徳の時間は時にそこから離れたものでした。物語から脱線し、収集のつかない先生自身の思いは、生徒を少し不安にしながらしかし何かしらの問いかけになっていたように思うのです。教科化とは一つの回答を正解とすること。つまり問いを問いのまま残さないということ。つまり問いの無い社会が目指されているならば、教師自身が問いの中に身を置くことはそれへの抵抗となることでしょう。私も問いの中にいる者としてこれからもこの機関紙を励みにします！

(東京都多摩地区在住
ヘルパー 三〇代)

若い職員にぜひ

横校労ニュース、知らなかったことや他の職場での様子がわかって良かったです。これからの若い職員にぜひ読んでもらいたいと思います。

(特別支援学校 五〇代 男性)

横校労に入りませんか

職場でうまくいかないことがある…
 管理職のやり方で困っている…
 育短制度を運用したいけれどどうしたらいい…
 勤務条件のことについてもっと知りたい…

横校労に相談してみてください。 電話やファックス、Eメールでも構いません。
 ホームページもあります。「横校労ホームページ」で検索 組合費は月6000円です。

連載

原発棄民に抗う②6

「風化」の前に もっと問い詰め、もっと哲学せよ……と

村田 弘

3・11。あの時生まれた子供たちが、小学校の門をくぐる。八度目の春、世は、平昌冬季五輪から二年後の東京五輪へまっしぐらの気配。福島原発事故被害者の断腸の訴えを受けた司法の判断が相次ぐ中、加害者の国・東電は平然と「事故処理終」を装う。懸命に闘い続けている当事者の間からさえ、「風化」を嘆く声が漏れる。しかし、風化を語るほどに事故の相貌を見たのか。原発の正体を問い詰めたのか。昨年暮れから新横浜の一角で三回にわたって開かれたフォーラムは、私たちに厳しく問いかけた。

被爆者、被ばく者、Hibakusha

「核の被害者は英語ではHibakushaの一語。日本では原爆を「爆」、原発を『ばく(曝)』と書き分ける。被害者から見れば不可分のことを書き分けることによって、核兵器と原発への視点を拡散させてきたのではないか」。

二月一八日、日曜の午後。新横浜駅近くのスペース・オルタ地下ホールで開かれた三人の学者によるインタビュー講座「脱原発の哲学は語る」。気鋭のフランス哲学研究者、田口卓臣さん(宇都宮大学准教授)が鋭く指摘した。

二〇一二年から一三年にかけて「原発民衆法廷」を主宰した前田朗さん(東京造形大学教授)の司会で、昨年一二月から続いた講座の最終回。議論は最終段階の「核無き時代への展望」に入っていた。

「核廃絶と脱原発運動の関係をどう

みるか」―前田さんの問いに、佐藤嘉幸さん(筑波大准教授)が応じる。「原発は核発電。英語では nuclear power plant。実態は同じなのに、日本語では核≡軍事力、原子力≡平和利用と使い分けている」。

これを受けて、田口さんが論を展開する。「広島の犠牲を無駄にしないために、というロジックで原発政策が進められてきた。これが核アポカリプス不感症(核技術による人類破局への鈍感さ)を定着させ、福島原発事故の帰還政策にも繋がっている」。

「脱原発」を徹底的に哲学する

このフォーラムは、福島原発避難者を支えながら、原発のない社会を目指そうと毎年集会を続けている神奈川県内の市民グループ「脱原発市民会議」が昨年六月開いたシンポジウムから生まれた。

前田さんの司会で、おしどりマコさん、佐藤さん、私も参加したシンポジウムのテーマは「さあ!脱原発の哲学を語ろう」。原発事故から丸六年を経てもなお、空前絶後の被害を出した事故と向き合うどころか、被害を無かったことにしようという政治の流れ、これを見越す社会状況の根源を探ろうという試みだった。

この席で、佐藤さんと田口さんが三年余をかけて著した「脱原発の哲学」(注)が紹介された。

東海原発から一〇キロの水戸市の自宅で3・11を体験した佐藤さん、宇都宮市で押し寄せる原発避難者を迎えた田口さん。「福島第一原発事故



語り合う(左から)前田さん、佐藤さん、田口さん。右端は飛び入りの村田(12月17日、新横浜 スペース・オルタ)

以後、私たちを取り巻く現実には根本的に変化してしまっただけの認識で一致した二人が、「脱原発の問題を哲学の問題として引き受け、徹底的に思考すること」を決意。互いの蓄積を基に、目の前で展開される現実を徹底的に分析し、議論を重ねて書き上げたという四六〇ページに及ぶ大作だ。

これを受けて企画された三回のフォーラムでは、「故郷喪失と避難の権利」「原発が壊す社会と人間」「ポスト核時代を展望する」をテーマに、深い議論が交わされた。

人為的に組織化された「忘却」

「事故は収束していかない。これほど激甚な放射能汚染が起き、これほど多くの人々が生活基盤を奪われたにもかかわらず、この現状はいったい何事なのか」―第一回の冒頭、田口さんは「風化」が語られる状況について根本的な疑問を提起。研究してきた足尾鉾毒事件の歴史の中で、強制連行されて命を落とした朝鮮人労働者の卒塔婆が人目につかない山奥の雑木林で野ざらしになっている事実を紹介。「このような現象は明らか

かに人為的なものだ。歴史的な事実を「否認」する人為的に組織化された「忘却」だと断じ、福島原発事故も全く同じ構図だとして、政府が進めている「帰還政策」と、放射能汚染は安全だという「リスクコミュニケーション」を例に挙げた。

これを受けて佐藤さんは、原子力規制委員会が柏崎刈羽原発の再稼働に「適格性」を認めたことや、避難者に対する住宅提供の打ち切り、避難指示を解除して賠償を打ち切るなどの政策が一体となって原発事故の「否認」が意図的に進められている、と補足した。

そのうえで、明治以降の工業立国・軍事立国の「国家意思」が精算されないまま、戦後日本の経済成長至上主義に引き継がれ、東京と福島、中央と地方、国家・電力会社と被ばく者・被害者、社員と下請けなどの「構造的差別システム」がつくりあげられた。それが原発政策と、事故後の「棄民政策」を支えていると分析した。

「異常」を常態化する不感症

核兵器も原発も原子力エネルギーを操作する同じ技術だ。そして、それがいったん暴走すれば、広大な地域の人々の生活を破壊し、人が住めない状態をつくり出す。そればかりでなく、放射線による健康被害は何世代にもわたって続く。原発事故は、核戦争と分かち難い悪魔の双子ではないのか。

子どもたちに多発している甲状腺がんを「否認」し、事故以前の二十

倍の空間放射線量、放射線管理区域の数倍から数十倍にも及ぶ汚染が残る地に百万を超える人々が暮らし、避難者は帰還を強要される。このような異常状態を常態化させる「不感症」がまん延している現状をどうとらえ、打破していくのか。

計三回、九時間余りに及んだ対談。締めくくりにあたって語られた三人の言葉が重く心に残った。「ネイティブ・アメリカンのイロコイ族は、七世代先の人々を念頭に置いて物事を決めるといふ。座学だけではなく、切り捨てられていく現場に行く。そこから学ぶことの大切さを、自省を込めて痛感する」(田口さん)

「飯館村では、市民が法律家や科学者と共に自ら勉強しながら、村の現状、未来を考えている。子どもたち、孫たちにどんな世の中を残していくのか。私たちには、とことん考える義務がある」(佐藤さん)

「お二人の投げかけた問題は、今後私たちが問い続けていかなければならないテーマだ」(前田さん)

二〇一六年二月初版発行。三回の対談は四月以降、「読書人」から電子書籍として刊行予定。

「脱原発の哲学」人文書院、

略歴 村田 弘(むらた・ひろむ) 朝日新聞社を定年退職後、故郷の南相馬市小高区で農耕生活中、福島第1原発爆発により横浜市に避難。国と東京電力の責任を明らかにし、生活とふるさとを奪われた損害の回復を求める「福島原発かながわ訴訟原告団」団長として横浜地裁で闘っている。1942年生まれ。

ガーナに行ってきた

巻山 美和子

ガーナ？情報の少ない国ですね。ガーナからもなじみのない日本。政府援助を四〇年もしてきたというらしいが、中国の一部かと聞かれたこともある。元同僚の娘さんがJICAの青年海外協力隊で一昨年に赴任してから二年目、そこを利用してもらいました。

昨年は夏の終わりから黄熱病（この予防接種証明のイエローカードを持たないと入国できない）等四種もの予防接種を受け、マリリア予防の錠剤を二九錠も持って、一二月二六日夜九時にエミレーツの機内へ。ドバイにて乗り換え、二七日午前によつと九時間遅れのガーナ首都アクラに到着した。これ以後、旅のほとんどを娘さんがツアーコンダクターとなってくれた。

アクラ市内の病院の一角に、黄熱病で亡くなった野口英世の実験室が記念館となっている。見学の鍵を払うと建物の鍵を開けてくれ、今は埃をかぶった顕微鏡に触ってもOK。アクラ旧市街に



野口英世のイラスト看板

近いのでウーバー（ネットシテムの白タク）を呼び、商店街へ向かう。

露天商も多く道に品物を並べているので、人と車とでごったがえしている。汗を光らせながら売買しており、日焼けなんたんのそのという感じである。屋根のある店もありアメ横を思わせる。そこで洋服の生地を購入、後日JICAドミトリの前にある、娘さんお気に入り

の仕立て屋さんに縫ってもらったことにした。ガーナの女性は色柄のあでやかなウエアがよく合っている。身体にぴったり縫ってもらおうようだ。

そして西方へ。ゴールドコーストにあるエルミナ城など、観光ガイドでは読めなかった、収容された人々への（奴隷として）非人間的な扱いをガイドされ、

暗澹。ここの見学者は多くなかった。

ちよつともどつて内陸に入り、ジャングルの大木から大木へと吊り橋を渡した公園に行った。日曜だったので観光客が大勢だった。ここへ入る道は土埃がひどく道路脇の荷物は枯れているかのように。笹の葉が茶色の手のひらを広げているのがなんともかわいらしい。チャーターした車は、一日目はピカピカの黒だったのが二日目の帰りには茶のペールをかぶったようだった。

冬季は乾期、ハマターンという季節風による砂埃がアフリカの北部から送られてくるという。サファリパークのモレ国立公園のコッテージから朝東の空に見えた陽が月？と思えるくらい輝きがない。早朝六時からのサファリツアーにはお腹の不調（晩御飯のサラダと水のせいかな、タクシーの中でもらった木の皮を皮ごと食べたせいかな）で行かれなかったが、コッテージから見える水場（池）で水浴びする象やキヤッキヤとたわむれながら通過するサル群れ、シカや野鳥も見て満足。

この日の夕方三時からアフリカ最古のモスクやシアバター

夏炉冬扇

2018年2月

- 14日(水) 執行委員会
- 15日(木) 大船支部会
- 21日(火) 東支部会
- 23日(金) 中支部会
- 28日(水) 執行委員会
- 3月
- 14日(水) 執行委員会
- 22日(木) 執行委員会

横校労購読料・カンパ ありがとうございます！

二〇一八年三月までに多くの方からカンパを頂きました。心より御礼申し上げます。ニュース発行継続のため、引き続き皆さんのカンパをお願いいたします。

工場の見学もパスした。ガーナの北部はムスリムが多いらしい。ハマターンの影響強く、有視界飛行のためキャンセルとなり、予定通りにならなかったこともあり、チャンスがあればまた行きたいが、英語力が必須である。自らは今からやる気起らない……。

編集後記

* 五年ぶりに大学時代の同級生一〇人ほどが我が家に集まった。北は宮城、南は高知から。子連れが多く、上は一歳、下は生後二か月まで子供だけで八人ほど。中には家でパートナーに預けてきた者もいるし独身者もいる。皆いい大人であり、子育て世代である。大学卒業から一六年余り、話題といえば思い出話もさることながら子育て談話にも花が咲く。大人の談笑中に子どもがあつちでおもちゃをひっくり返せば一緒に遊んでやり、こつちで泣き声がすればあやしてやり、お互いがお互いの子を世話して、もはや誰が誰の子かわからない状態。もとは教育学科の同級生というもあり、子の世話は厭わない。子らを前にしてあの頃の学びがどう生きているのか定かではないが、少なくともこうしてお互いに関心を持ち続け再会できることはありがたいことだ。子どもらにとっても大切な出会い。次に会うときにはどんな話になるだろう。くれぐれも持病がどうかという話にならぬよう、健康でいたい。